

令和 6 年 11 月 29 日 開 会

①

令和 6 年第 4 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和6年第4回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第149号議案 令和6年度茨城県一般会計補正予算（第5号）	1
第150号議案 令和6年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）	3
第151号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	5
第152号議案 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	43
第153号議案 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例	46
第154号議案 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	49
第155号議案 生活保護法等に基づき保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	50
第156号議案 茨城県立国民宿舎「鵜の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鵜の岬」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	51
第157号議案 茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	52
第158号議案 茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	56

予

算

第149号議案

令和 6 年度 茨城県一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度茨城県一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の補正は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年11月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 債務負担行為補正
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城県立あすなろの郷の管理運営に係る協定	茨城県立あすなろの郷の管理運営に係る協定を社会福祉法人茨城県社会福祉事業団と締結する。	自 令和7年度 至 令和11年度	12,189,432千円
茨城県民の森、茨城県植物園、茨城県森のカルチャーセンター及び茨城県さのこ博士館の管理運営に係る協定	茨城県民の森、茨城県植物園、茨城県森のカルチャーセンター及び茨城県さのこ博士館の管理運営に係る協定を株式会社ボタラシアンリゾートと締結する。	自 令和7年度 至 令和11年度	335,057千円
赤塚公園の管理運営に係る協定	赤塚公園の管理運営に係る協定を橋本造園土木株式会社と締結する。	令和7年度	31,428千円
笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定	笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定を笠間市と締結する。	令和7年度	63,676千円
県立学校校舎建設工事請負契約	(仮称)神栖特別支援学校の校舎建設に係る工事請負契約を締結する。	自 令和7年度 至 令和8年度	3,340,317千円

(変更分)

事 項	区分	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地方道路整備工事請負契約	変更前	主要地方道日立常陸太田線、日立市大久保町地内の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	500,000千円
	変更後	同 上	自 令和7年度 至 令和8年度	1,400,000千円

第150号議案

令和 6 年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の補正は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年11月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 債務負担行為補正
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城港大洗港区の マリーナ地区の港湾 環境整備施設の 管理運営に係る協定	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境 整備施設の管理運営に係る協定を大洗町と締 結する。	令和7年度	16,128千円

条 例 ・ そ の 他

第151号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項及び7の項を次のように改める。

6 旅券法（昭和26年法律第267号）第20条第1項第1号から第3号までに掲げる一般旅券の発給	一般旅券発給手数料	2,300円（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、4,300円）。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により旅券法第20条第1項第1号から第3号までに掲げる処分の申請をする場合には、1,900円（同条第2項の規定の適用を受ける場合には、3,900円）
7 旅券法第20条第1項第4号に掲げる一般旅券の渡航先の追加	一般旅券渡航先追加記載手数料	300円

別表第1の89の項中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「7,100円」を「21,000円」に改め、同表の90の項中「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に、「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に、「3,500円」を「3,900円」に改め、同表の91の項中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に、「3,500円」を「3,900円」に改め、同表の414の項を次のように改める。

414 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第2項（これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認の申請等（以下この項において「申請等」という。）に対する審査	建築物確認申請等手数料	(1) (2)又は(3)以外の場合にあっては、建築物の床面積の合計（建築物を建築する場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）及び移転する場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定し、建築物を移転し、
---	-------------	--

その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合を除く。）にあっては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定し、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。）が30平方メートル以内のときは11,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは21,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは34,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは50,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは79,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは117,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは220,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは361,000円、50,000平方メートルを超えときは617,000円

- (2) 当該建築物の建築について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「省令」という。）第2条第1項第1号の規定を適用する場合にあっては、(1)に規定する額に、一

の建築物につきア又はイに規定する額を加算した額

ア 申請等の対象が1の単位住戸（住宅の部分の一の住戸をいう。以下この項において同じ。）を有する住宅である場合にあっては、当該住宅の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この項において同じ。）が200平方メートル未満のときは11,000円、200平方メートル以上のときは12,000円

イ 申請等の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは19,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは31,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは48,000円、5,000平方メートル以上のときは63,000円

(3) 当該建築物の建築について省令第2条第2項の規定を適用する場合にあっては、(1)に規定する額に、一の建築物につきア又はイに規定する額を加算した額

ア 申請等の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは5,000円、200平方メートル以上のときは6,000円

イ 申請等の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上2,000

		平方メートル未満のときは15,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは24,000円、5,000平方メートル以上のときは31,000円
--	--	--

別表第1の414の2の項中「第18条第4項」を「第18条第5項」に、「107,000円」を「110,000円」に、「134,000円」を「140,000円」に、「147,000円」を「156,000円」に、「187,000円」を「194,000円」に、「319,000円」を「332,000円」に、「209,000円」を「210,000円」に、「240,000円」を「248,000円」に、「318,000円」を「332,000円」に、「587,000円」を「601,000円」に改め、同表の415の項中「第18条第2項（）」の次に「これらの規定を」を加え、「18,000円」を「21,000円」に、「9,000円」を「11,000円」に改め、同表の416の項中「14,000円」を「18,000円」に、「7,000円」を「9,000円」に改め、同表の417の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第20項」を「第18条第29項」に、「17,000円」を「19,000円」に、「23,000円」を「27,000円」に、「27,000円」を「34,000円」に、「39,000円」を「51,000円」に、「57,000円」を「69,000円」に、「77,000円」を「94,000円」に、「165,000円」を「200,000円」に、「254,000円」を「311,000円」に、「468,000円」を「573,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に、「22,000円」を「25,000円」に、「26,000円」を「32,000円」に、「38,000円」を「50,000円」に、「56,000円」を「68,000円」に、「74,000円」を「91,000円」に、「162,000円」を「196,000円」に、「251,000円」を「306,000円」に、「465,000円」を「568,000円」に改め、同表の418の項中「第18条第16項（）」を「第18条第20項（これらの規定を）」に、「30,000円」を「32,000円」に改め、同表の419の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「23,000円」を「25,000円」に改め、同表の419の2の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に、「16,000円」を「18,000円」に、「22,000円」を「26,000円」に、「35,000円」を「39,000円」に、「53,000円」を「55,000円」に、「74,000円」を「77,000円」に、「148,000円」を「150,000円」に、「242,000円」を「247,000円」に、「449,000円」を「450,000円」に改め、同表の420の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、「第2号（）」の次に「これらの規定を」を加え、同表の426の項中「第14項ただし書（）」の次に「これらの規定を」を加え、同表の430の項中「第4号（）」の次に「これらの規定を」を加え、同表の465の項の次に次のように加える。

465の2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のときは14,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは25,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは38,000円、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のときは56,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは65,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは88,000円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のときは141,000円、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のときは
--	--------------------------	---

		217,000円, 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のときは341,000円, 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のときは482,000円, 100,000平方メートルを超えるときは623,000円
465の3 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	土石の堆積に関する工事許可申請手数料	土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以内のときは10,000円, 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは12,000円, 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは16,000円, 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のときは19,000円, 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは28,000円, 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは31,000円, 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のときは37,000円, 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のときは52,000円, 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のときは70,000円, 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のときは106,000円, 100,000平方メートルを超えるときは129,000円
465の4 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき, 次に掲げる額を合算した額。ただし, その額が623,000円を超えるときは, その手数料の額は623,000円とする。 ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については, 盛土又は切土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積, 盛土又は切土をする土地の面積の減少を伴う場合にあっては減少後の盛土又

		は切土をする土地の面積)に 応じ465の2の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編入された盛土又は切土をする土地の面積に 応じ465の2の項に規定する額 ウ その他の変更については、10,000円
465の5 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	土石の堆積に関する工事変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が129,000円を超えるときは、その手数料の額は129,000円とする。 ア 土石の堆積に関する工事の設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、土石の堆積を行う土地の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の減少を伴う場合にあっては減少後の土石の堆積を行う土地の面積)に 応じ465の3の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 新たな土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積を行う土地の面積に 応じ465の3の項に規定する額 ウ その他の変更については、10,000円
465の6 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事(同法第15条第1項又は第34条第1項の規定により同法第12条第1項又は第30条第1項の許可があったものとみなされたものを除く。)の中間検査の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事中間検査申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートル以内のときは2,700円、3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のときは5,400円、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のときは10,800円、40,000平方メートルを超え70,000平方

		メートル以内のときは21,600円, 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のときは37,800円, 100,000平方メートルを超えるときは54,000円
--	--	---

別表第1の476の項中「であって建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関」を「であって指定確認検査機関（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。）」に、「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関）を」（指定確認検査機関）に、「同条第1項に規定する指定確認検査機関」を「指定確認検査機関」に、「次項及び477の2の3の項から477の2の5の項まで」を「から477の2の4の項まで及び477の2の6の項」に、「1の単位住戸を有する住宅である場合（ア）又は（イ）」を「1の単位住戸を有する住宅である場合（ア）から（ウ）まで」に、「477の2の6の項まで」を「477の2の4の項まで及び477の2の6の項」に、

「 (イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準（以下この項、次項、477の2の3の項及び477の2の4の項において「誘導仕様基準」という。）による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円 」	「 (イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準（以下この項、次項、477の2の3の項及び477の2の4の項において「誘導仕様基準」という。）による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円 (ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法（省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準をいう。以下この項、次項、477の2の3の項及び477の2の4の項において同じ。）による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは21,000円、200平方メートル以上のときは 」	に、「2以上の単位住戸を有する住宅である
---	---	-----------------------------

23,000円

場合 (ア)又は(イ)」を「2以上の単位住戸を有する住宅である場合 (ア)から(ウ)まで」に、

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは86,000円、5,000平方メートル以上のときは130,000円	(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは86,000円、5,000平方メートル以上のときは130,000円 (ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは42,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは71,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは124,000円、5,000平方メートル以上のときは181,000円	に改め、同表の477の項中「1の単位住戸を
--	--	------------------------------

有する住宅である場合 (ア)又は(イ)」を「1の単位住戸を有する住宅である場合 (ア)から(ウ)まで」に、

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適	(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のと
-------------------------------	---

合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円、200平方メートル以上のときは8,000円	を	きは7,000円、200平方メートル以上のときは8,000円 (ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは11,000円、200平方メートル以上のときは12,000円	に、「2以上の単位住戸を有する住宅である
--	---	--	----------------------

場合 (ア)又は(イ)」を「2以上の単位住戸を有する住宅である場合 (ア)から(ウ)まで」に、

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは14,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは24,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは43,000円、5,000平方メートル以上のときは65,000円	を	(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは14,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは24,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは43,000円、5,000平方メートル以上のときは65,000円 (ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは21,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは	に改め、同表の477の2の項及び477の2の
--	---	--	------------------------

は62,000円、5,000平方
メートル以上のときは
91,000円

2の項を次のように改める。

477の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 判定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額 ア 判定に係る住宅について、法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項、次項及び477の2の6の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合しているかどうかの基準が、性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準（同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあっては、同号ロ(1)に定める基準）をいう。以下この項、次項及び477の2の6の項において同じ。）による場合 当該単位住戸の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この項において同じ。）が200平方メートル未満のときは28,000円、200平方メートル以上のときは32,000円 イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準（同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあっては、同号ロ(2)に定
---	--	---

める基準)をいう。以下この項、次項及び477の2の6の項において同じ。)による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

ウ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準をいう。以下この項、次項及び477の2の6の項において同じ。)による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは21,000円、200平方メートル以上のときは23,000円

(2) 判定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円

イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準

が、仕様基準による場合
当該住宅の床面積の
合計が300平方メートル
未満のときは27,000円、
300平方メートル以上
2,000平方メートル未満
のときは47,000円、2,000
平方メートル以上5,000
平方メートル未満のと
きは86,000円、5,000平方
メートル以上のときは
130,000円

ウ 判定に係る住宅につ
いて、建築物エネルギー消
費性能基準に適合してい
るかどうかの基準が、仕
様・計算併用法による場
合 当該住宅の床面積の
合計が300平方メートル
未満のときは42,000円、
300平方メートル以上
2,000平方メートル未満
のときは71,000円、2,000
平方メートル以上5,000
平方メートル未満のと
きは124,000円、5,000平
方メートル以上のときは
181,000円

(3) 判定の対象が住宅以外の
建築物であつて、その用途
が工場、危険物の貯蔵若し
くは処理に供するもの、水
産物の増殖場若しくは養殖
場、倉庫、卸売市場又は火
葬場若しくはと畜場、汚物
処理場、ごみ焼却場その他
の処理施設（以下この項、
次項及び477の2の6の項
において「工場等」とい
う。）である場合にあって
は、次のア又はイに掲げる
区分に応じ、当該ア又はイ
に定める額

ア 判定に係る建築物につ
いて、建築物エネルギー
消費性能基準に適合し
ているかどうかの基準
が、省令第1条第1項第
1号ただし書に定める方
法又は同号イに定める基
準（以下この項、次項及
び477の2の6の項にお

いて「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは19,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは26,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円, 25,000平方メートル以上のときは191,000円

イ 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この項, 次項及び477の2の6の項において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは16,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは22,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは31,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円, 25,000平方メートル以上のときは184,000円

(4) 判定の対象が住宅以外の

建築物であって、その用途が工場等以外である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは237,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円、25,000平方メートル以上のときは726,000円

イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは92,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは

		257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円 (5) 判定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合にあっては, 判定に係る建築物の住宅の部分について, 次のア又はイに掲げる区分に応じ, 当該ア又はイに定める額に, 住宅以外の部分について, 次のウ又はエに掲げる区分に応じ, 当該ウ又はエに定める額を加算した額 ア 判定に係る建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 (1)に規定する額 イ 判定に係る建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 当該建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(2)の規定により算出した額 ウ 判定に係る建築物の住宅以外の部分の用途が工場等である場合 当該建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(3)の規定により算出した額 エ 判定に係る建築物の住宅以外の部分の用途が工場等以外である場合 当該建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(4)の規定により算出した額
477の2の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 判定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合にあっては, 次のアからウまでに掲げる区分に応じ, 当該アからウまでに定める額 ア 判定に係る住宅について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 性能基準による場合 当該単位住戸の床面積(増築

又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この項において同じ。) が200平方メートル未満のときは14,000円, 200平方メートル以上のときは16,000円

イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円, 200平方メートル以上のときは8,000円

ウ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは11,000円, 200平方メートル以上のときは12,000円

(2) 判定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円, 5,000平方メートル以上のときは117,000円

イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合してい

るかどうかの基準が、仕様基準による場合 当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは14,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは24,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは43,000円、5,000平方メートル以上のときは65,000円

ウ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは21,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは62,000円、5,000平方メートル以上のときは91,000円

(3) 判定の対象が住宅以外の建築物であつて、その用途が工場等である場合にあつては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは13,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは18,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メー

		トル未満のときは42,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円, 25,000平方メートル以上のときは96,000円 イ 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは11,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは16,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは60,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは74,000円, 25,000平方メートル以上のときは92,000円 (4) 判定の対象が住宅以外の建築物であって, その用途が工場等以外である場合にあっては, 次のア又はイに掲げる区分に応じ, 当該ア又はイに定める額 ア 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは95,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のと
--	--	--

きは119,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円, 25,000平方メートル以上のときは363,000円

イ 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは36,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは46,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円, 25,000平方メートル以上のときは181,000円

(5) 判定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合にあっては, 判定に係る建築物の住宅の部分について, 次のア又はイに掲げる区分に応じ, 当該ア又はイに定める額に, 住宅以外の部分について, 次のウ又はエに掲げる区分に応じ, 当該ウ又はエに定める額を加算した額

ア 判定に係る建築物の住

		宅の部分が1の単位住戸を有する場合 (1)に規定する額 イ 判定に係る建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 当該建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(2)の規定により算出した額 ウ 判定に係る建築物の住宅以外の部分の用途が工場等である場合 当該建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(3)の規定により算出した額 エ 判定に係る建築物の住宅以外の部分の用途が工場等以外である場合 当該建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(4)の規定により算出した額
--	--	--

別表第1の477の2の3の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、法第35条第1項第1号」を「第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、法第30条第1項第1号」に、「建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関」、「同項に規定する指定確認検査機関」及び「同条第1項に規定する指定確認検査機関」を「指定確認検査機関」に、「である場合 申請に係る住宅の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）」を「である場合 申請に係る住宅の床面積」に、

「 (イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額 (2) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、適合証がない場合（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）にあつ	を	「 (イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額 (2) 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、適合証がない場合（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該ア	に、「1の単位住戸を有する住宅である場合
--	---	--	----------------------

ては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額	からエまでに定める額
------------------------------------	------------

(ア)又は(イ)」を「1の単位住戸を有する住宅である場合 (ア)から(ウ)まで」に、

「 (イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円 」	を	「 (イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円 (ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは21,000円、200平方メートル以上のときは23,000円 」	に、「2以上の単位住戸を有する住宅である
--	---	--	----------------------

場合 (ア)又は(イ)」を「2以上の単位住戸を有する住宅である場合 (ア)から(ウ)まで」に、「性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）」を「性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積」に、

「 (イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積（省令第13条第3項第2号	「 (イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき
--	---

の規定を適用する場合 にあつては、共用部分 の床面積を除く。)の 合計が300平方メー トル未満のときは27,000 円、300平方メートル 以上2,000平方メー トル未満のときは47,000 円、2,000平方メートル 以上5,000平方メートル 未満のときは86,000円、 5,000平方メートル以上 のときは130,000円	を	は86,000円、5,000平方 メートル以上のときは 130,000円 (ウ) 申請に係る住宅につ いて、誘導基準に適 合しているかどうか の基準が、仕様・計算 併用法による場合 申請に係る住宅の床 面積の合計が300平方 メートル未満のとき は42,000円、300平方 メートル以上2,000平 方メートル未満のとき は71,000円、2,000平方 メートル以上5,000平 方メートル未満のとき は124,000円、5,000平 方メートル以上のとき は181,000円	に、
--	---	--	----

(イ) 建築物の住宅の部分 が2以上の単位住戸を 有する場合 申請に係 る建築物の住宅の部分 の床面積（省令第13条 第3項第2号の規定を 適用する場合にあつて は、共用部分の床面積 を除く。）の合計に応 じてイの規定により算 出した額 (3) 法第34条第3項各号に掲 げる事項の記載がない建築 物エネルギー消費性能向上 計画であつて、建築基準関 係規定適合審査を受けるよ う申し出る場合にあつて は、(1)又は(2)に規定する額 に、475の項の(1)又は(2)に 掲げる区分に応じ、当該(1) 又は(2)に定める額を加算し た額	を	(イ) 建築物の住宅の部分 が2以上の単位住戸を 有する場合 申請に係 る建築物の住宅の部分 の床面積の合計に応じ てイの規定により算出 した額 (3) 法第29条第3項各号に掲 げる事項の記載がない建築 物エネルギー消費性能向上 計画であつて、建築基準関 係規定適合審査を受けるよ う申し出る場合にあつて は、(1)又は(2)に規定する額 に、475の項の(1)又は(2)に 掲げる区分に応じ、当該(1) 又は(2)に定める額を加算し た額	に、「第34条第3項各号に掲げる事項の記載
---	---	---	-----------------------

がある」を「第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある」に、「第34条第3項の申請建築物」を「第29条第3項の申請建築物」に、「第34条第3項の他」を「第29条第3項の他」に改め、同表の477の2の4の項中「第36条第1項」を「(以下この項において「法」という。)第31条第1項」に、「第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、適合証がある」を「第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、適合証がある」に、「である場合 申請に係る住宅の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）」を「である場合 申請に係る住宅の床面積」に、

「 (イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額 (2) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証がない場合（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。）にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額 」	を	「 (イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額 (2) 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証がない場合（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。）にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額 」	に、「1の単位住戸を有する住宅である場合
---	---	---	----------------------

(ア)又は(イ)」を「1の単位住戸を有する住宅である場合 (ア)から(ウ)まで」に、

「 (イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のと 」	を	「 (イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円、200平方メートル以上のときは8,000円 (ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合 」	に、「2以上の単位住戸を有する住宅である
---	---	--	----------------------

きは7,000円, 200平方メートル以上のときは8,000円

しているかどうかの基準が, 仕様・計算併用法による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは11,000円, 200平方メートル以上のときは12,000円

場合 (ア)又は(イ)」を「2以上の単位住戸を有する住宅である場合 (ア)から(ウ)まで」に、「性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)」を「性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積」に、

(イ) 申請に係る住宅について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, 誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは14,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは24,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは43,000円, 5,000平方メートル以上のときは65,000円

を

(イ) 申請に係る住宅について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, 誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは14,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは24,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは43,000円, 5,000平方メートル以上のときは65,000円

に、

(ウ) 申請に係る住宅について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, 仕様・計算併用法による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは21,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは62,000円, 5,000平方メートル以上のときは91,000円

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額 (3) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合（同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。）にあっては、(1)又は(2)に規定する額に、475の項の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額を加算した額	を	(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額 (3) 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合（同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。）にあっては、(1)又は(2)に規定する額に、475の項の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額を加算した額	に、「第34条第3項各号に掲げる事項の記載
---	---	---	-----------------------

がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、同項各号」を「第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、同項各号」に、

ア 法第34条第3項の申請建築物 (1), (2)又は(3)に規定する額 イ 法第34条第3項の他の建築物 一の建築物につき477の2の3の項の(1)又は(2)に規定する額	を	ア 法第29条第3項の申請建築物 (1), (2)又は(3)に規定する額 イ 法第29条第3項の他の建築物 一の建築物につき477の2の3の項の(1)又は(2)に規定する額	に、「第34条第3項各号に掲げる事項の記載
--	---	--	-----------------------

がある」を「第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある」に、

ア 法第34条第3項の申請建築物 (1), (2)又は(3)に規定する額 イ 法第34条第3項の他の建築物（追加に係るものを除く。）一の建築物につき(1)又は(2)に規定する	を	ア 法第29条第3項の申請建築物 (1), (2)又は(3)に規定する額 イ 法第29条第3項の他の建築物（追加に係るものを除く。）一の建築物につき(1)又は(2)に規定する	に改め、同表の477の2の5の項及び477の2
---	---	---	-------------------------

額 ウ 法第34条第3項の他の建築物（追加に係るものに限る。）一の建築物につき477の2の3の項の(1)又は(2)に規定する額	額 ウ 法第29条第3項の他の建築物（追加に係るものに限る。）一の建築物につき477の2の3の項の(1)又は(2)に規定する額
--	--

の6の項を次のように改める。

477の2の5 削除		
477の2の6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく同令第5条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料	(1) 証明の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額 ア 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該単位住戸の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この項において同じ。）が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円 イ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円、200平方メートル以上のときは8,000円 ウ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは11,000円、200平方メートル以上のときは12,000円 (2) 証明の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である

場合にあつては、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円

イ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合 当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは14,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは24,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは43,000円、5,000平方メートル以上のときは65,000円

ウ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは21,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは62,000円、5,000平方メートル以上のときは91,000円

(3) 証明の対象が住宅以外の建築物であつて、その用途

が工場等である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは13,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは18,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円、25,000平方メートル以上のときは96,000円

イ 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは11,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは16,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは60,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル

		未満のときは74,000円, 25,000平方メートル以上 のときは92,000円
	(4)	証明の対象が住宅以外の建築物であって、その用途が工場等以外である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは95,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは119,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円, 25,000平方メートル以上のときは363,000円 イ 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは36,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは46,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円, 2,000平方メー

		トル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円, 25,000平方メートル以上のときは181,000円 (5) 証明の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合にあっては、証明に係る建築物の住宅の部分について、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額に、住宅以外の部分について、次のウ又はエに掲げる区分に応じ、当該ウ又はエに定める額を加算した額 ア 証明に係る建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 (1)に規定する額 イ 証明に係る建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 当該建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(2)の規定により算出した額 ウ 証明に係る建築物の住宅以外の部分の用途が工場等である場合 当該建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(3)の規定により算出した額 エ 証明に係る建築物の住宅以外の部分の用途が工場等以外である場合 当該建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(4)の規定により算出した額
--	--	---

別表第1の2の別表第1の462の項の次に次のように加える。

別表第1の465の2の項	14,000円	13,980円
	25,000円	24,980円
	38,000円	37,980円
	56,000円	55,980円

	65,000円	64,980円
	88,000円	87,980円
	141,000円	140,980円
	217,000円	216,980円
	341,000円	340,980円
	482,000円	481,980円
	623,000円	622,980円
別表第 1 の465の 3 の項	10,000円	9,980円
	12,000円	11,980円
	16,000円	15,980円
	19,000円	18,980円
	28,000円	27,980円
	31,000円	30,980円
	37,000円	36,980円
	52,000円	51,980円
	70,000円	69,980円
	106,000円	105,980円
	129,000円	128,980円
別表第 1 の465の 4 の項	10,000円	9,980円
別表第 1 の465の 5 の項	10,000円	9,980円
別表第 1 の465の 6 の項	2,700円	2,680円
	5,400円	5,380円
	10,800円	10,780円
	21,600円	21,580円
	37,800円	37,780円
	54,000円	53,980円

別表第 1 の 2 の別表第 1 の476の項中

「	16,000円	15,990円	」を
「	16,000円	15,990円	」に、
	21,000円	20,990円	
	23,000円	22,990円	

「		130,000円	132,990円	」を
---	--	----------	----------	----

「		130,000円	129,990円	
		42,000円	41,990円	
		71,000円	70,990円	に
		124,000円	123,990円	
		181,000円	180,990円	」

改め、同表の別表第 1 の477の項中

「		16,000円	15,990円	」を
---	--	---------	---------	----

「		16,000円	15,990円	
		12,000円	11,990円	に、
				」

「		65,000円	64,990円	」を
---	--	---------	---------	----

「		65,000円	64,990円	
		21,000円	20,990円	
		36,000円	35,990円	に、
		62,000円	61,990円	
		91,000円	90,990円	」

「		363,000円	362,990円	
		36,000円	35,990円	を
				」

「		363,000円	362,990円	」に
---	--	----------	----------	----

改め、同表の別表第 1 の477の 2 の項中

「	別表第 1 の477の 2 の項	26,000円	25,990円	」を
---	------------------	---------	---------	----

「	別表第 1 の477の 2 の項	28,000円	27,990円	
		32,000円	31,990円	
		15,000円	14,990円	

「
「
「
「
「
「

16,000円	15,990円
21,000円	20,990円
23,000円	22,990円
57,000円	56,990円
96,000円	95,990円
163,000円	162,990円
234,000円	233,990円
27,000円	26,990円
47,000円	46,990円
86,000円	85,990円
130,000円	129,990円
42,000円	41,990円
71,000円	70,990円
124,000円	123,990円
181,000円	180,990円
19,000円	18,990円
26,000円	25,990円

に、

」

184,000円	183,990円
----------	----------

を

」

184,000円	183,990円
189,000円	188,990円

に、

」

726,000円	725,990円
----------	----------

を

」

726,000円	725,990円
72,000円	71,990円

に、

」

362,000円	361,990円
----------	----------

を

」

362,000円	361,990円
加算した額	加算した額に、10円を加算した額

に

」

改め、同表の別表第 1 の477の 2 の 2 の項中

別表第 1 の477の 2 の 2 の項	13,000円	12,990円	を
----------------------	---------	---------	---

別表第 1 の477の 2 の 2 の項	14,000円	13,990円	に、
	16,000円	15,990円	
	7,000円	6,990円	
	8,000円	7,990円	
	11,000円	10,990円	
	12,000円	11,990円	
	29,000円	28,990円	
	48,000円	47,990円	
	82,000円	81,990円	
	117,000円	116,990円	
	24,000円	23,990円	
	43,000円	42,990円	
	65,000円	64,990円	
	21,000円	20,990円	
	36,000円	35,990円	
	62,000円	61,990円	
	91,000円	90,990円	
	10,000円	9,990円	
	13,000円	12,990円	

	96,000円	95,990円	を
	11,000円	10,990円	
	16,000円	15,990円	

	96,000円	95,990円	に、

	92,000円	91,990円	を

	92,000円	91,990円	に、
	95,000円	94,990円	

「		181,000円	180,990円	」を
---	--	----------	----------	----

「		181,000円	180,990円	
		加算した額	加算した額に、10円を加算した額	」に

改め、同表の別表第1の477の2の3の項中

「		16,000円	15,990円	」を
---	--	---------	---------	----

「		16,000円	15,990円	
		21,000円	20,990円	」に、
		23,000円	22,990円	」

「		130,000円	129,990円	」を
---	--	----------	----------	----

「		130,000円	129,990円	
		42,000円	41,990円	
		71,000円	70,990円	」に
		124,000円	123,990円	
		181,000円	180,990円	」

改め、同表の別表第1の477の2の4の項中

「		16,000円	15,990円	」を
---	--	---------	---------	----

「		16,000円	15,990円	
		12,000円	11,990円	」に、

「		65,000円	64,990円	」を
---	--	---------	---------	----

「		65,000円	64,990円	
		21,000円	20,990円	
		36,000円	35,990円	」に、
		62,000円	61,990円	
		91,000円	90,990円	」

「		363,000円	362,990円	」を
		36,000円	35,990円	

「		363,000円	362,990円	」に
---	--	----------	----------	----

改め、同表の別表第1の477の2の5の項を次のように改める。

削除		
----	--	--

別表第1の2の別表第1の477の2の6の項中

「	別表第1の477の2の6の項	13,000円	12,990円	」を
---	----------------	---------	---------	----

「	別表第1の477の2の6の項	14,000円	13,990円	」に、
		16,000円	15,990円	
		7,000円	6,990円	
		8,000円	7,990円	
		11,000円	10,990円	
		12,000円	11,990円	
		29,000円	28,990円	
		48,000円	47,990円	
		82,000円	81,990円	
		117,000円	116,990円	
		24,000円	23,990円	
		43,000円	42,990円	
		65,000円	64,990円	
		21,000円	20,990円	
		36,000円	35,990円	
		62,000円	61,990円	
		91,000円	90,990円	
		10,000円	9,990円	
		13,000円	12,990円	

「		96,000円	95,990円	」を
		11,000円	10,990円	
		16,000円	15,990円	

「		96,000円	95,990円	」に、
「		92,000円	91,990円	」を
「		92,000円	91,990円	」に、
		95,000円	94,990円	
「		181,000円	180,990円	」を
「		181,000円	180,990円	」に
		加算した額	加算した額に、10円を加算した額	

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の414の2の項の改正規定(「第18条第4項」を「第18条第5項」に改める部分に限る。)、同表の417の項の改正規定(「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第20項」を「第18条第29項」に改める部分に限る。)、同表の418の項の改正規定(「30,000円」を「32,000円」に改める部分を除く。)、同表の419の項の改正規定(「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める部分に限る。)、同表の419の2の改正規定(「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める部分に限る。)及び同表の420の項の改正規定(「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める部分に限る。)並びに付則第4項の規定並びに付則第5項の規定(茨城県証紙条例(昭和39年茨城県条例第25号)別表第119項の改正規定に限る。) 公布の日

(2) 別表第1の89の項から91の項までの改正規定及び付則第3項の規定 令和7年3月1日

(3) 別表第1の6の項及び7の項の改正規定並びに次項の規定 令和7年3月24日

(経過措置)

2 前項第3号に掲げる規定の施行の際現にこの条例による改正前の茨城県手数料徴収条例(次項において「改正前の条例」という。)別表第1の6の項に規定する事務を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

3 付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日において免許を受けている大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号。次項において「改正法」という。)第2条の規定による改正前的大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)第2条第4項に規定する大麻草採取栽培者については、当該免許の有効期間の残存期間に限り、改正前の条例別表第1の90の項及び91の項の規定は、なおその効力を有する。

4 施行日前に改正法附則第7条の規定に基づき、改正法第2条の規定による改正後的大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の免許の申請に対する審査を依頼しようとする者は、第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料として、1件につき21,000円を県に納めなければならない。

(茨城県証紙条例の一部改正)

5 茨城県証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第119項を次のように改める。

119 第一種大麻草採取栽培者免許関係手数料

別表に次の1項を加える。

172 宅地造成等許可関係手数料

令和6年11月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第152号議案

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の表3の3の2の項市町村の欄中「結城市」の次に「， 竜ヶ崎市」を加え、同表7の3の項第2号中「第19条の5第2項前段」を「第19条の5第2項」に改め、同項第3号中「第19条の5第2項後段」を「第19条の5第3項前段」に改め、同項市町村の欄中「取手市」の次に「， 牛久市」を加え、「北茨城市， 笠間市， ひたちなか市」を「北茨城市， 笠間市， 牛久市， ひたちなか市」に改め、同表9の項第13号を削り、同項市町村の欄中「及び(13)」を削り、同表13の8の項を次のように改める。

13の8 削除	
---------	--

第2条の表13の9の項中「， 改正条例」を「， 茨城県食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例（令和3年茨城県条例第13号）」に、「改正条例による」を「同条例による」に改め、同表14の項第2号中「第10条第2項前段」を「第10条第2項」に改め、同項第3号中「第10条第2項後段」を「第10条第3項前段」に改め、同表14の2の2の項市町村の欄及び同表14の3の2の項市町村の欄中「日立市」の次に「， 竜ヶ崎市」を加え、同表14の6の3の項第1号中「第46条第1項」を「第171条第1項」に改め、同項第2号中「第47条第1項」を「第172条第1項」に改め、同項第3号中「第47条の2第1項」を「第173条第1項」に改め、同項第4号中「第47条の2第2項」を「第173条第2項」に改め、同表18の3の項市町村の欄中「潮来市」の次に「， 常陸大宮市」を加え、同表27の項の次に次のように加える。

27の2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第18条第1項の規定による検査（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。(2)から(12)までにおいて同じ。） (2) 法第18条第2項の規定による中間検査合格証の交付 (3) 法第19条第1項の規定による報告の受理 (4) 法第20条第2項の規定による停止命令及び災害防止措置の命令 (5) 法第20条第3項の規定による土地の使用の禁止及び制限並びに災害防止措置の命令 (6) 法第20条第4項後段の規定による停止命令 (7) 法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の実施及び公告 (8) 法第20条第6項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置に要した費用の徴収 (9) 法第22条第2項の規定による勧告 (10) 法第23条第1項及び第2項の規定による改善命令 (11) 法第24条第1項の規定による立入検査 (12) 法第25条の規定による報告の徴収 (13) 法第37条第1項の規定による検査（法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係るものに限る。(14)から(24)までにおいて同じ。） (14) 法第37条第2項の規定による中間検査合格証の交付 (15) 法第38条第1項の規定による報告の受理	(1)から(45)までの事務（(30)及び(41)の事務については法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものを除く。）については日立市， 土浦市， 古河市， 石岡市， 結城市， 竜ヶ崎市， 常総市， 常陸太田市， 笠間市， 取手市， 牛久市， つくば市， ひたちなか市， 鹿嶋市， 潮来市， 守谷市， 那珂市， 筑西市， 坂東市， かすみがうら市， 桜川市， 神栖市， 行方市， 鉾田市， つくばみらい市， 小美玉市， 東海村及び境町， (25)から
--	---

(16) 法第39条第2項の規定による停止命令及び災害防止措置の命令 (17) 法第39条第3項の規定による土地の使用の禁止及び制限並びに災害防止措置の命令 (18) 法第39条第4項後段の規定による停止命令 (19) 法第39条第5項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の実施及び公告 (20) 法第39条第6項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置に要した費用の徴収 (21) 法第41条第2項の規定による勧告 (22) 法第42条第1項及び第2項の規定による改善命令 (23) 法第43条第1項の規定による立入検査 (24) 法第44条の規定による報告の徴収 (25) 法第12条第1項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付 (26) 法第16条第1項の規定による工事の計画の変更の許可の申請の受理及び知事への送付 (27) 法第16条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理及び知事への送付 (28) 法第17条第1項の規定による検査の申請の受理及び知事への送付 (29) 法第17条第4項の規定による確認の申請の受理及び知事への送付 (30) 法第18条第1項の規定による検査の申請の受理及び知事への送付 (31) 法第21条第1項の規定による届出の受理及び知事への送付 (32) 法第21条第3項の規定による届出の受理及び知事への送付 (33) 法第21条第4項の規定による届出の受理及び知事への送付 (34) 法第27条第1項の規定による届出の受理及び知事への送付 (35) 法第28条第1項の規定による工事の計画の変更の届出の受理及び知事への送付 (36) 法第30条第1項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付 (37) 法第35条第1項の規定による工事の計画の変更の許可の申請の受理及び知事への送付 (38) 法第35条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理及び知事への送付 (39) 法第36条第1項の規定による検査の申請の受理及び知事への送付 (40) 法第36条第4項の規定による確認の申請の受理及び知事への送付 (41) 法第37条第1項の規定による検査の申請の受理及び知事への送付 (42) 法第40条第1項の規定による届出の受理及び知事への送付 (43) 法第40条第3項の規定による届出の受理及び知事への送付 (44) 法第40条第4項の規定による届出の受理及び知事への送付 (45) (1)から(44)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	(45)までの事務については水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、竜ヶ崎市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東海村及び境町を除く各市町村
--	---

付 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

令和 6 年11月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第153号議案

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する 条例

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「及び災害の防止」を削る。

第6条第1項第1号中「5,000平方メートル未満」を「3,000平方メートル以下」に改め、同条第2項第9号を削り、同項第10号中「及び災害の防止」を削り、同号を同項第9号とし、同項中第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同条に次の1項を加える。

4 その土地の埋立て等に用いる土砂等が、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）第6条第3項第3号に掲げる搬出先（以下「登録ストックヤード」という。）を経由する土砂等である場合にあっては、当該登録ストックヤードの運営の事業を行う者（以下「登録ストックヤード運営事業者」という。）を土砂等を発生させる者と、当該登録ストックヤードを土砂等の発生の場所とみなして、第2項第6号及び第7号の規定を適用する。

第7条第2号中「施設」の次に「（登録ストックヤードを除く。）」を加え、同条第3号を削り、同条第4号中「及び災害の防止」を削り、同号を同条第3号とし、同条第5号オ中「除く。）（」を「除き、」に改め、同号を同条第4号とする。

第8条中「及び災害の防止」を削る。

第9条第1項中「第11号」を「第10号」に改め、同条第3項中「第12号」を「第11号」に改める。

第9条の2第2項中「（同条第2項の規定により第7条及び第8条の規定を準用する場合を含む。）」を削り、「第6条第2項各号に掲げる事項」とあるのは「第6条第2項各号に掲げる事項であって、変更に係る事項」を「許可を受けた者は」とあるのは「前条第1項の許可を受けた者は」と、「第8条」とあるのは「前条第2項において準用する第8条」に改める。

第10条第2項中「土地の埋立て等の施工に関する計画（第9条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第18条第2項第1号において同じ。）並びに」及び「及び災害の防止」を削る。

第12条第1項及び第2項中「及び災害の防止」を削る。

第16条中「又は災害の防止」を削る。

第17条第1項第1号ア中「第7条第5号ウ」を「第7条第4号ウ」に改め、同号イ及びウ中「第7条第5号ソ」を「第7条第4号ソ」に改め、同号エ中「第7条第5号ア」を「第7条第4号ア」に改める。

第18条第2項第1号中「土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは」及び「及び災害の防止」を削り、同項第2号中「又は災害の防止」を削る。

第18条の2第1項中「汚染又は」を「汚染若しくは」に改め、「崩落、」を削り、「による災害が発生し、又はこれらの」を「が生じ、又は生ずる」に改める。

第18条の8に次の1項を加える。

5 第6条第4項の規定は、第1項及び第2項の場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項第6号及び第7号」とあるのは「第18条の8第1項及び第2項」とする。

第18条の10第1項第5号中「第18条の9第1項」を「前条第1項」に改める。

第19条第2項中「又は災害の防止」を削り、「発生させる者」の次に「（登録ストックヤード運営事業者を含む。次条第1項において同じ。）」を加える。

第20条第2項中「の場所」の次に「（登録ストックヤードを含む。）」を加える。

第22条第1項中「、第6条第1項第1号に掲げる」を削り、同条に次の3項を加える。

2 市町村が定める土地の埋立て等に関する条例の規定の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例

と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、この条例の規定（第3章から前章まで（第18条の2を除く。）に限る。以下この条において同じ。）は、当該市町村の区域内においては、適用しない。

3 前項の公示は、規則で定めるところにより、当該市町村の長からの申出に基づき、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 当該市町村の名称

(2) 当該市町村の区域内においてこの条例の規定を適用しないこととする日（次項において「適用除外日」という。）

4 第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、この条例の規定の適用を受けるものとする。

(1) 適用除外日に現に当該市町村の区域内における土地の埋立て等について第6条第1項の許可を受けている者（第11条第1項の規定によりその地位を承継した者を含む。）

(2) 適用除外日前に当該市町村の区域内における土地の埋立て等について第6条第1項の許可の申請をした者で適用除外日以後に当該許可を受けたもの（第11条第1項の規定によりその地位を承継した者を含む。）

付 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、付則第6項及び第7項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第6条第1項の許可を受けている者であって、この条例の施行の際現に当該許可に係る土地の埋立て等（土砂等（土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項の廃棄物を除くものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土及び堆積をいう。以下同じ。）に着手しているもの（付則第6項において「既存埋立て等事業者」という。）については、この条例に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

3 改正前の条例第6条第1項の許可を受けている者であって、この条例の施行の際現に当該許可に係る土地の埋立て等に着手していないものは、この条例の施行の日（付則第6項及び第7項において「施行日」という。）に、この条例による改正後の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項の許可を受けたものとみなす。

4 この条例の施行前にされた改正前の条例第6条第1項の許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の条例第6条第1項の許可の申請とみなす。

5 改正後の条例第6条第4項、第7条第2号及び第18条の8第5項の規定は、改正前の条例第6条第1項の許可を受けている者がこの条例の施行の際現に着手している当該許可に係る土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所についても適用する。

（準備行為）

6 既存埋立て等事業者は、施行日前においても、改正後の条例第9条第1項の許可の申請（土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者を改正後の条例第6条第4項に規定する登録ストックヤード運営事業者に、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所を同項に規定する登録ストックヤードにそれぞれ変更しようとするものに限る。）をすることができる。

7 改正後の条例第22条第2項の規定の適用を受けようとする市町村の長は、施行日前においても、同条第3項の規定の例により、同項の申出をすることができる。この場合において、知事は、施行日前においても、同項の規定の例により、同条第2項の公示をすることができる。

（罰則に関する経過措置）

8 この条例の施行前にした行為及び付則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の

施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年11月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第154号議案

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例（平成20年茨城県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表国立大学法人東京医科歯科大学の項を次のように改める。

国立大学法人東京科学大学	東京科学大学
--------------	--------

別表学校法人昭和大学の項の次に次のように加える。

学校法人東京医科大学	東京医科大学
------------	--------

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表国立大学法人東京医科歯科大学の項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和6年11月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第155号議案

生活保護法等に基づき保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

生活保護法等に基づき保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第19条に次の1項を加える。

- 6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第24条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第2項」の次に「及び第6項」を加える。

第25条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年11月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第156号議案

茨城県立国民宿舎「鵜の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鵜の岬」の 設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県立国民宿舎「鵜の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鵜の岬」の設置及び管理に関する条例（昭和46年茨城県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 宿泊利用料金の表を次のように改める。

1 宿泊利用料金（1人1泊につき）

（単位 円）

部 屋 の 区 分	利 用 料 金
一般室	18,500 (10,300)
特別室	27,000

備考

- 1 括弧内は、身体に障害があり、車椅子の使用を必要とする者及びその同伴者が一般室（和室を除く。）を利用する場合に適用する利用料金である。
- 2 この表に掲げる利用料金には、入湯税及び食事代は含まない。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県立国民宿舎「鵜の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鵜の岬」の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用の承認（承認を受けた日の変更の承認を含む。以下同じ。）を受けた者に係る利用料金又は使用料の額について適用し、施行日前に利用の承認を受けた者に係る利用料金又は使用料の額については、なお従前の例による。
- 3 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表第1に掲げる額の範囲内において、施行日以後の利用に係る利用料金の承認をし、又は使用料の額を定めることができる。

令和6年11月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第157号議案

茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例（昭和54年茨城県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「施設のうちこれ」を「別表第1の左欄に掲げる施設」に、「別表第1」を「同表の右欄」に改める。

第16条第1項及び第19条中「茨城県植物園に入園する者又は」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

施 設 名	特 定 施 設 名
茨 城 県 民 の 森	アクティビティ施設
茨 城 県 植 物 園	研修室
	コテージ
	グランピング施設
	温浴施設
	バーベキュー施設
茨城県奥久慈憩いの森	林業研修センター
	キャンプ場

別表第2（第16条，第20条関係）

区 分				利 用 料 金	
アクティビティ施設	ツ リ ー ア ド ベ ン チ ャ ー			1 回 に つ き	4,950円
	A R シ ュ ー テ ィ ン グ			1 回 に つ き	1,650円
研 修 室				1 日 に つ き	4,900円
				半 日 に つ き	2,500円
	宿 泊 棟 1	1 人 で 利 用 す る 場 合		1 泊 に つ き	46,200円
		2 人 以 上 で 利 用 す る 場 合	大 人 ・ 中 学 生	1 人 1 泊 に つ き	23,100円
			小 学 生	1 人 1 泊 に つ き	16,200円
			幼 児	1 人 1 泊 に つ き	13,900円
	宿 泊 棟 2	1 人 で 利 用 す る 場 合		1 泊 に つ き	61,600円
			大 人 ・ 中 学 生	1 人 1 泊 に つ き	30,800円

コ テ ー ジ		2人以上で利用 す る 場 合	小 学 生	1人1泊につき	21,600円
			幼 児	1人1泊につき	18,500円
	宿 泊 棟 3	1人で利用 す る 場 合	1泊につき		72,600円
			大人・中学生	1人1泊につき	36,300円
		2人以上で利用 す る 場 合	小 学 生	1人1泊につき	25,500円
			幼 児	1人1泊につき	21,800円
	宿 泊 棟 4	1人で利用 す る 場 合	1泊につき		72,600円
			大人・中学生	1人1泊につき	36,300円
		2人以上で利用 す る 場 合	小 学 生	1人1泊につき	25,500円
			幼 児	1人1泊につき	21,800円
	宿 泊 棟 5	1人で利用 す る 場 合	1泊につき		74,800円
			大人・中学生	1人1泊につき	37,400円
2人以上で利用 す る 場 合		小 学 生	1人1泊につき	26,200円	
		幼 児	1人1泊につき	22,500円	
グランピング 施 設	グランピング サ イ ト 1	1人で利用 す る 場 合	1泊につき		50,600円
			大人・中学生	1人1泊につき	25,300円
		2人以上で利用 す る 場 合	小 学 生	1人1泊につき	17,800円
			幼 児	1人1泊につき	15,200円
	グランピング サ イ ト 2	1人で利用 す る 場 合	1泊につき		57,200円
			大人・中学生	1人1泊につき	28,600円
		2人以上で利用 す る 場 合	小 学 生	1人1泊につき	20,100円
			幼 児	1人1泊につき	17,200円
温 浴 施 設			大人・中学生	1人1日につき	3,300円
			小 学 生	1人1日につき	2,400円
			幼 児	1人1日につき	2,000円
バ ー ベ キ ュ ー 施 設			午前10時から 午後5時まで	1人につき	2,750円
			午後5時から 午後9時まで	1人につき	2,750円

林 業 研 修 セ ン タ ー	教 室		1 日 に つ き	3,030円
			半 日 に つ き	
	宿 泊 施 設	大 人	1 人 1 泊 に つ き	1,970円
		小 学 生 ・ 中 学 生	1 人 1 泊 に つ き	990円
キ ャ ン プ 場			1 泊 1 張 り に つ き (テント持込みの場合は、740円)	1,480円

備考

- この表において「1日」とは、研修室及び林業研修センターの教室については午前9時から午後4時までを、温浴施設については午前7時から午後11時までをいう。
- この表において「半日」とは、午前9時から正午まで又は午後1時から午後4時までをいう。
- この表において「1泊」とは、コテージ及びグランピング施設については午後2時から翌日の午前11時までの宿泊を、林業研修センターの宿泊施設については午後4時から翌日の午前9時までの宿泊を、キャンプ場については午後2時から翌日の午前10時までの宿泊をいう。
- この表において「大人」とは、義務教育諸学校の生徒を除く年齢15歳以上の者をいう。
- この表において「中学生」とは、中学校就学の始期から満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの間にある者をいう。
- この表において「小学生」とは、小学校就学の始期から中学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- この表において「幼児」とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- コテージの宿泊棟2には、2頭以内の犬（知事が指定する重量以内のものに限る。）を同伴することができるものとし、その場合の利用料金は、この表に掲げる額に犬1頭1泊につき5,000円（知事が指定する期間内においては6,500円）を加算した額とする。
- コテージ、グランピング施設及び林業研修センターの宿泊施設の利用料金には、食事代は含まない。
- 温浴施設の利用料金には、入湯税は含まない。
- 知事が指定する期間内に特定施設（林業研修センター及びキャンプ場を除く。）を使用する場合の利用料金は、この表に掲げる額に100分の130を乗じて得た額とする。

付 則

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項から付則第5項までの規定は、公布の日から施行する。
- 茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例第10条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、施行日以後の特定施設（改正後の条例第6条第1項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）の使用に係る利用料金の額を定めることができる。
- 指定管理者は、施行日以後に特定施設を使用する者が施行日前に利用料金を納付する場合には、前項の規定により定めた額の利用料金を納付させることができる。
- 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表第2に掲げる額の範囲内において、施行日以後の特定施設の使用に係る利用料金の承認をし、又は使用料の額を定めることができる。
- 知事は、施行日以後に特定施設を使用する者が施行日前に使用料を納付する場合には、前項の規定により定めた額の使用料を納付させることができる。

令和 6 年11月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第158号議案

茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県警察関係手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1の29の項第1号ア中「1,550円」を「1,650円」に改め、同号イ中「1,900円」を「1,950円」に、「免許証の更新」を「道路交通法第101条第1項に規定する免許証等の更新（以下この項及び31の項において「免許証等の更新」という。）」に、「800円」を「750円」に改め、同号ウ中「4,100円」を「3,900円」に改め、「試験」の次に「（以下この項において「技能試験」という。）」を加え、「6,600円」を「6,900円」に改め、同項第2号ア中「1,750円」を「1,900円」に改め、同号イ中「1,900円」を「1,950円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「800円」を「750円」に改め、同号ウ中「2,550円」を「2,500円」に、「同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験」に、「3,350円」を「3,300円」に改め、同項第3号ア中「1,750円」を「1,850円」に改め、同号イ中「1,900円」を「1,950円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「800円」を「750円」に改め、同号ウ中「2,600円」を「2,800円」に、「同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験」に、「4,050円」を「4,550円」に改め、同項第4号ア中「1,900円」を「1,950円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「800円」を「750円」に改め、同号イ中「1,500円」を「1,600円」に改め、同項第5号ア中「1,700円」を「1,800円」に改め、同号イ中「1,900円」を「1,950円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「800円」を「750円」に改め、同号ウ中「4,800円」を「4,500円」に、「同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験」に、「7,650円」を「7,450円」に改め、同項第6号ア中「1,700円」を「1,800円」に改め、同号イ中「1,550円」を「1,650円」に改め、同号ウ中「2,900円」を「2,950円」に、「同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験」に、「4,350円」を「4,700円」に改め、同表の29の2の項第1号中「3,900円」を「3,950円」に、「6,400円」を「6,950円」に改め、同項第2号中「3,750円」を「3,850円」に、「4,550円」を「4,650円」に改め、同表の30の項中「1,400円」を「1,350円」に、「2,850円」を「3,100円」に改め、同表の31の項第1号を次のように改める。

(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の交付を受けようとする場合にあっては、次に掲げる額

ア 道路交通法第92条第1項の規定による交付を受けようとする場合にあっては、2,350円（道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者であって、道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下この項及び32の2の項において「特定試験免除者」という。）に対する交付にあっては、2,100円）。ただし、日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者（32の2の項において「複数免許取得者」という。）に対する交付にあっては、2,150円（特定試験免除者に対する交付にあっては、1,900円）に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額

イ 道路交通法第95条の2第11項の規定による交付を受けようとする場合にあっては、2,550円

別表第1の31の項第2号中「1,150円」を「1,100円」に改め、同表の32の項第1号中「2,250円」を「2,600円」に改め、同項第2号中「1,150円」を「1,050円」に改め、同項の次に次のように加える。

32の2 道路交通法第95条の2第1項の特定免許情報の記録を受けようとする者	(1) 道路交通法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録を受けようとする場合にあっては、次に掲げる額 ア 道路交通法第95条の2第6項の規定による申出をする場合にあっては、1,550円（特定試験免除者に係る記録にあっては、1,350円）。ただし、複数免許取得者に係る記録にあっては、1,350円（特定試験免除者に係る記
--	---

	録にあっては、1,150円）に与える免許1種類ごとに200円を加えた額 イ 道路交通安全法第101条の4の2第2項の規定による申出（以下この項及び38の項において「更新時不交付申出」という。）をする場合にあっては、800円 ウ 道路交通安全法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合にあっては、1,500円（同法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の4の2第1項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は同法第94条第2項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、100円） (2) 道路交通安全法第95条の3の規定により読み替えて適用する同法第92条第2項の規定又は同法第106条の4第2項の規定による免許情報記録（同法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。38の項において同じ。）の書換えを受けようとする場合にあっては、1,550円（免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者（以下この項において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えにあっては、100円）。ただし、複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えにあっては、1,350円に与える免許1種類ごとに200円を加えた額
--	---

円」に改め、同表の37の項第1号中「1,900円」を「2,050円」に、「4,400円」を「5,050円」に改め、同項第2号中「1,750円」を「1,950円」に、「2,550円」を「2,750円」に改め、同項第3号中「1,650円」を「1,800円」に、「利用して」を「使用して」に、「3,100円」を「3,550円」に改め、同項第4号中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表の38の項及び38の2の項を次のように改める。

38 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の免許証等の更新を受けようとする者	(1) 免許証の有効期間の更新を受けようとする場合（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受けようとする場合を除く。）にあつては、次に掲げる額 ア 道路交通法第101条の2の2第1項に規定する経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出（以下この項において「経由申請」という。）をする場合にあつては、2,750円 イ 更新時不交付申出をする場合（経由申請をする場合を除く。）にあつては、1,300円 ウ 経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合にあつては、2,850円 (2) 免許情報記録の有効期間の更新を受けようとする場合（同時に免許証の有効期間の更新を受けようとする場合を除く。）にあつては、次に掲げる額 ア 経由申請をする場合であつて、道路交通法第101条の2の2第3項に規定する申出（以下この項及び次項において「経由地書換申出」という。）をするときにあつては、1,000円 イ 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないときにあつては、1,950円 ウ 経由申請をしない場合にあつては、2,100円 (3) 免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新を受けようとする場合にあつては、次に掲げる額 ア 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をするときにあつては、2,500円 イ 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないときにあつては、2,850円 ウ 経由申請をしない場合にあつては、2,950円
38の2 道路交通法第101条の2の2第1項の免許証等の更新の申請をしようとする者	(1) 経由地書換申出をする場合にあつては、1,700円 (2) 経由地書換申出をしない場合にあつては、750円

別表第1の38の2の3の項中「1,450円」を「1,400円（茨城県公安委員会規則で定める講習を終了した者にあつては、1,150円）」に改め、同表の38の2の4の項中「3,550円」を「3,650円」に改め、同表の38の3の項中「第104条の4第5項」を「第105条の2第1項」に改め、「交付」の次に「又は再交付」を加え、「1,100円」を「1,150円」に改め、同表の38の4

の項中「第104条の4第5項」を「第105条の2第3項」に、「運転経歴証明書の再交付」を「運転経歴情報の記録」に、「1,100円」を「900円（運転経歴証明書の交付又は再交付と同時に記録を受けようとする場合にあっては、100円）」に改め、同表の39の項中「2,350円」を「2,250円」に改め、同表の40の項中「750円」を「850円」に改め、同表の41の項中「2,350円」を「2,400円」に改め、同表の43の項第1号中「4,450円」を「4,650円」に改め、同項第2号中「3,500円」を「3,800円」に改め、同項第3号中「2,800円」を「3,050円」に改め、同表の44の項第1号中「4,150円」を「4,300円」に改め、同項第2号中「4,000円」を「4,200円」に改め、同表の45の項中「1,500円」を「1,750円」に改め、同表の46の項中「3,100円」を「3,200円」に改め、同表の47の項中「1,400円」を「1,850円」に改め、同表の48の項中「750円」を「900円」に改め、同表の49の項第1号中「第92条の2第1項の表の備考1の2の」を「第95条の6第1項の表の備考1のロに規定する」に改め、「500円」の次に「（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この項において「オンライン講習」という。）にあっては、200円）」を加え、同項第2号中「第92条の2第1項の表の備考1の3の」を「第95条の6第1項の表の備考1のハに規定する」に改め、「800円」の次に「（オンライン講習にあっては、200円）」を加え、同項第3号中「第92条の2第1項の表の備考1の4の」を「第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する」に改め、「違反運転者等」の次に「のうち特定基準不該当者（道路交通法施行令第43条第1項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者をいう。以下この項において同じ。）でないもの」を加え、「1,350円（道路交通法施行令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、800円）」を「1,400円」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 道路交通法第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習を受けようとする場合にあっては、800円（オンライン講習にあっては、200円）

別表第1の50の項第1号中「この項」の次に「及び52の項」を加え、「6,450円」を「6,600円」に改め、同項第2号中「2,900円」を「2,950円」に改め、同表の51の項を次のように改める。

51 道路交通法第108条の2第1項第13号の講習を受けようとする者	(1) 自動車等（道路交通法施行令第33条の2第1項第1号に規定する自動車等をいい、これに準ずるものとして同令第43条第1項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下この項において「実車等指導」という。）を含む講習を受けようとする場合にあっては、12,900円 (2) 実車等指導を含まない講習を受けようとする場合にあっては、9,350円
------------------------------------	--

別表第1の51の2の項中「2,250円」を「2,600円」に改め、同表の51の3の項中「又は第16号」を削り、「2,000円」を「2,100円」に改め、同項の次に次のように加える。

51の4 道路交通法第108条の2第1項第16号の講習を受けようとする者	講習1時間について2,050円
--------------------------------------	-----------------

別表第1の52の項を次のように改める。

52 道路交通法第108条の2第2項の講習（同法第97条の2第1項第3号イの国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。）を受けようとする者	(1) 普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習を受けようとする場合にあっては、6,600円 (2) 普通自動車対応免許を受けている者（道路交
--	---

	通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習を受けようとする場合にあっては、2,950円
--	--

別表第1の52の2の項中「1,350円」を「1,400円」に改め、同表の53の項、54の項及び54の2の項中「900円」を「1,000円」に改め、同表の56の項及び57の項を次のように改める。

56 削除	
57 削除	

別表第3の1の項中「2,350円」を「2,400円」に改め、同表の1の2の項第1号中「2,150円」を「2,300円」に改め、同項第2号中「2,050円」を「2,150円」に改め、同項第3号中「2,700円」を「2,850円」に改め、同項第4号中「2,550円」を「2,700円」に改め、同項第5号中「2,450円」を「2,550円」に改め、同表の1の3の項中「2,250円」を「2,600円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。ただし、別表第1の56の項及び57の項の改正規定並びに次項及び付則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する日前に自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書の政令で定める通知が行われた場合における保管場所標章の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

(茨城県証紙条例の一部改正)

- 3 茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中第91項を削り、第92項を第91項とし、第93項から第172項までを1項ずつ繰り上げる。

令和6年11月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦